

令和7年12月（第12回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（14名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第2号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について

日程第7 令和8年 第1回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

農地係長 松本まゆみ 主査 井 敦子
主 査 堀田章一郎

6. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和7年第12回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

3番坂上孝司委員、11番下山和之委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、1番井川寿範委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(1番委員)

調査報告いたします。

12月6日に花田推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

この案件は、譲渡人が叔父に贈与するものです。

申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、以前から管理や収穫等行っていると伺っております。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・管理機・草刈機・軽トラックを所有しております問題ありません。

主に生産される作物は水稻、露地野菜で、申請地には柿を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数55年、年間200日、妻が経験年数40年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、2,454m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

調査報告いたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、井川寿範委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

番号2番につきましては、2番農政憲委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(2番委員)

11月5日に、譲渡人の子、譲受人、牧村推進委員、事務局と現地確認を行いました。

申請地には進入路が存在せず、農地に行くためには隣接農地を通過する必要がありますが、その隣接農地の所有者からの通行同意書が提出されており、問題はありません。

また、12月1日には牧村推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、草刈機・チェーンソーを所有しており問題ありません。

申請地には栗、椎茸を栽培するとのことです。

譲受人は新規就農ですが、3年前から申請地の管理や収穫等を行っており、営農計画書の提出もあっております。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数3年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、1,110m²となります。

地域との調和につきましては、周辺営農者と話し合いを行い、お互いの農地に支障が出ないように努めると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、農政憲委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中

間管理機構に要請することについて議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第2号説明》

(議長)
只今、議案第2号について説明を申し上げました。
まず、賃借権設定の部 番号11番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)
それでは、賃借権設定の部 番号11番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)
賃借権設定の部でございますが、番号22番及び23番につきましても議事参与の制限に該当します。
関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号22番及び23番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

賃借権設定の部でございますが、番号27番につきましても議事参与の制限に該当します。

関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号27番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

賃借権設定の部でございますが、番号28番につきましても議事参与の制限に該当します。

関係委員は退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号28番についてご審議をお願いいたします。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

それでは、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(6番委員)

ちょっとよろしいでしょうか。

番号5番につきまして、借賃の表記が1筆で90,000円及び90kgとなっておりますが、90,000円払って90kg払うということですか。

もう少し分かりやすい表記はできないでしょうか。

(事務局)

検討いたします。

(議長)

90,000円と90kgの両方貰うわけではないのだろう。

(事務局)

両方です。

(複数委員)

それは高くないだろうか。

多く払わないといけない。

(3番委員)

お金かお米のどちらかだと思う。

(議長)

地権者と耕作者はこの内容で印鑑を押されているそうです。
内容については改めて確認します。

(6番委員)

「及び」をどう捉えるかだと思う。

(議長)

90,000円と90kgなら、十数万円ということになる。

(10番委員)

確認をしたいのですが、番号5番と6番について、面積が6番の方が多いにもかかわらず、借賃は6番の方がかなり安いですよね。

これで合意されているのでしょうか。

設定の仕方はこれで良いのかと思いまして。

(議長)

番号6番は10a当たり60kgです。

(10番委員)

そうです。番号5番は90,000円及び90kgです。

この金額の差は何でしょうか。同じような面積で。

どちらも田で、地理的にもそんなに離れていない。

(議長)

今確認を行います。

普通は10a当たり90kg当たりが妥当だと思います。

(10番委員)

番号6番は約5,300m²ありますよね。

ちょっと差がありますよね。

(事務局)

番号4番と5番の話ですよね。

(10番委員)

番号5番と6番です。

(事務局)

番号5番と6番は借り手が別の方です。

(10番委員)

それは良いのです。

借り手が違うのは見ればわかります。

(事務局)

借賃を比べるなら、番号4番と5番ではないですか。

(10番委員)

いえ。私が言っているのは5番と6番です。

同じような面積で、地理的にも変わらないじゃないですか。

(事務局)

番号5番と6番で金額が違うことにつきましては、借賃の設定は相対での話になるので、人によっては10俵当り90kgの人もいれば60kgの人もいるので、違うのはよくあることです。

(10番委員)

5番の金額は今まで議案に出てくる金額とはかなり離れていると思います。単純に比べた場合です。

(3番委員)

6番は飼料米だから低いということもあります。

(議長)

番号4番と5番は同じ借り手です。

5番は10俵当り90kg、6番は1筆で90,000円及び90kg。

(事務局)

番号4番と5番はどちらも約3反で、借賃の金銭的価値から言えばほぼ同額です。1俵当り30,000円で計算をしています。

(6番委員)

「及び」の扱いはどうなるのか。

(事務局)

番号5番は1筆で90,000円及び90kgなので、1俵当り30,000円での計算になりますが、米に換算すると270kg相当になりますので、番号4番と変わりません。

(6番委員)

さっき言った「及び」の考え方と違うのではないか。

(事務局)

「及び」の考え方、「A及びB」は「AとB」ですので、番号5番は90,000円と90kgです。

(議長)

90,000円と90kgは高すぎるのではないか。

(事務局)

番号4番と同じことです。

(議長)

番号4番は90kgと書いてある。

(事務局)

番号4番は10a当り90kgなので、換算すると270kg相当です。

番号5番は90,000円と90kgです。換算すると270kg相当ですので、番号4番と5番の借賃は同等です。

(議長)

90,000円か物納かだろう。

(事務局)

いいえ違います。90,000円と90kgです。

(5番委員)

90,000円は3俵でしょ。

90kgは3袋ですから1俵半でしょ。

確かに270kgとなり4番と5番の借賃は一緒ですね。

(議長)

そんなはずはない。

(5番委員)

3俵分を現金でもらって、残りの1俵半を米でもらうということ。

(事務局)

この件についてよろしいでしょうか。

申請があった後の11月4日に、借り手に電話にて確認をしております。その際、1筆で90,000円と90kgで間違いないとのことでした。

(6番委員)

わかりやすい表現をお願いします。

(事務局)

そうですね。両方なので「及び」という表現を使わせていただきました。

(6番委員)

「と」が一番わかりやすい。

(事務局)

「と」ですか。

(事務局)

他町の農業委員会にも確認して検討いたします。

(議長)

また個人に改めて確認を行います。

印鑑を押して申請してあるようですのでこのまま審議しても良いですが。

(1番委員)

私たちは土地の値段を1反当たり30万円で話をするときに、町の人は坪で計算をするから話にならない。全然価値観が違います。

(議長)

番号5番につきましては、確認をしたいと思います。

この内容で熊本県農業公社に出してあるということでございますが、もう一度確認を行います。

他の案件につきましては、ご意見等無いようですので採決をいたします。

番号5番以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

番号5番につきましてはもう一度確認いたします。

次に、所有権移転の部 番号1番につきまして、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

報告いたします。

11月12日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、赤星推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、いちご・水稻を中心に農業経営を行っており、耕作面積は4町5反ほどあります。

今回の申請は、元の所有者の希望により、譲受人が、このたび「あっせん」

で購入されることになったものです。

譲受人は、現在、申請地についての、地域計画の担い手に位置付けられてはいませんが、今後変更予定との町からの意見書も付されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひ致します。

(議長)

只今、番号1番について、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7 令和8年第1回委員会の日時について申し上げます。

次回は1月9日金曜日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員